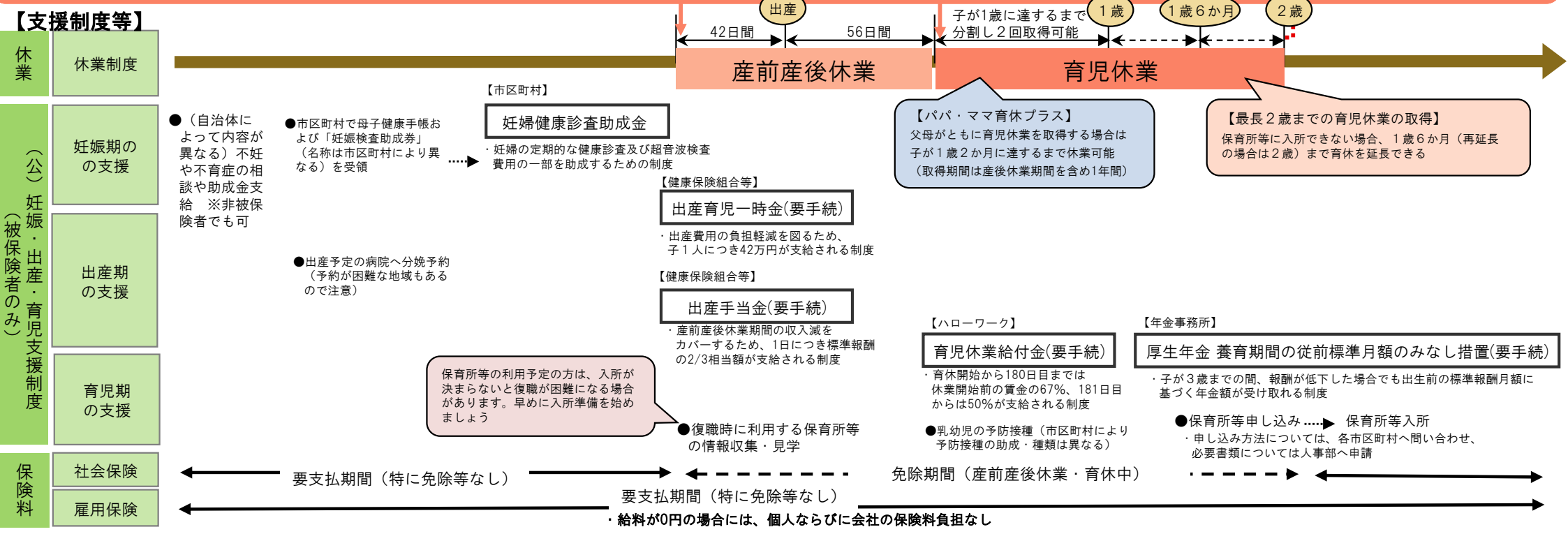
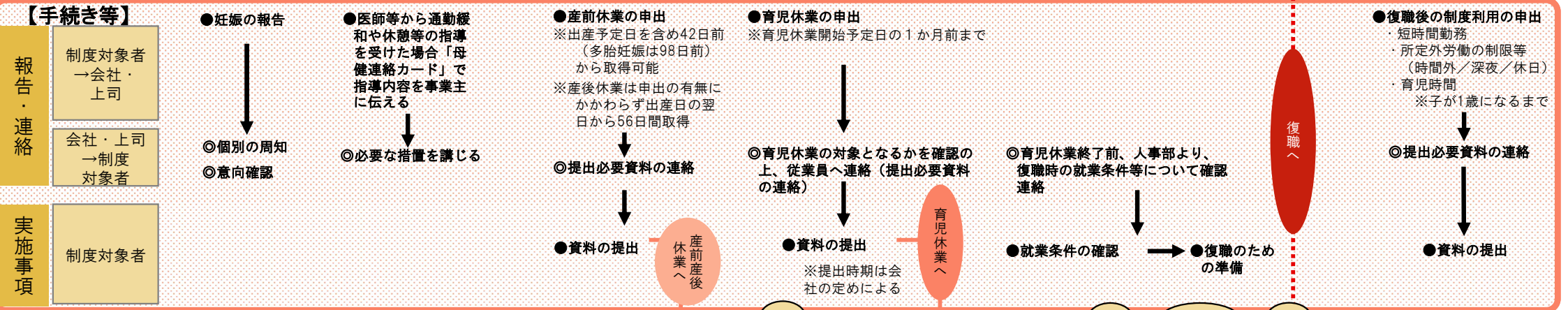


妊娠期から復職後までの支援・手続きフロー

女性従業員用 妊娠期 出産・産後期 育休期 復職後

等 面談	制度対象者 ⇄ 上司	●◎《面談》妊娠報告後 体調面での配慮や産休までの業務引き継ぎについて話し合います	●◎《面談》休業2か月前 産休・育休中の予定や復職後の就業イメージについて話し合います	●◎《定期連絡》休業中 定期的に連絡を取り、状況を把握しましょう	●◎《面談》復職1~2か月前 復職に向けて、就労条件や担当業務について話し合います	●◎《面談》復職2か月後 配慮してほしいことや今後の働き方について話し合います			
準備 休業・復職	会社・社員	◎育休復帰支援プラン策定 ●業務の棚卸し 担当業務の流れ・所要時間を確認し、不要な作業の洗い出し・整理を行い、業務をスリム化しましょう				◎代替要員の確保 社員の休業中に業務を代替する要員を、人事異動や新規採用で確保しましょう	◎業務の引き継ぎ 担当業務の手順を休業中の担当者へ引き継ぎましょう。必要場合は、引継用のマニュアルを作成しましょう	◎社員の多能工化 複数の業務をできるスキルを社員が身につけることで、職場内で急な欠員が出ててもフォローできる体制が作れます 育休制度対象者が復職した後のフォローを見据え、社員の多能工化を推進しましょう	フロー図の見方 ●:制度対象者実施事項 ◎:会社実施事項



男性従業員用 配偶者妊娠期 配偶者出産・産後期 育休期 復職後

面談等	制度対象者 ⇄上司	産後パパ育休 ●◎《面談》育休取得の申出時 育休取得を希望することを上司に伝えましょう。その際に配偶者サポートのための働き方変更や休業までの業務引継ぎについて話し合いましょう	●◎《面談》産後パパ育休1か月前 休業中や復職後について話し合いましょう	●◎《定期連絡》休業中 定期的に連絡を取り、状況を把握しましょう	●◎《面談》復職2か月後 復職後、今後の育児参加予定について話し合いましょう
	育児休業	●◎《面談》育休2か月前 休業中や復職後について話し合いましょう	●◎《定期連絡》休業中 定期的に連絡を取り、状況を把握しましょう	●◎《面談》復職1～2か月前 復職に向けて、就労条件や担当業務について話し合いましょう	

◎育休復帰支援プラン策定

- 業務の棚卸し
担当業務の流れ・所要時間を確認し、不要な作業の洗い出し・整理を行い、業務をスリム化しましょう
- ◎代替要員の確保
社員の休業中に業務を代替する要員を、人事異動や新規採用で確保しましょう
- 業務の引き継ぎ
担当業務の手順を休業中の担当者へ引き継ぎましょう。必要場合は、引継用のマニュアルを作成しましょう

フー図の見方
●制度対象者実施事項
◎会社実施事項

【手続き等】

- 配偶者の妊娠の報告
(配偶者のサポートのために、残業対応など働き方を変えたい場合は上司に相談)
◎必要な措置を講じる
◎個別の周知
◎意向確認
- 産後パパ育休の申出
※原則として休業開始予定日の2週間前まで
※産後パパ育休中の就労申出(労使協定がある場合)
- 育児休業の申出
※休業開始予定日の1か月前まで
◎産後パパ育休・育児休業の対象となるかを確認の上、従業員へ連絡(提出必要資料の連絡)
●資料の提出
※提出時期は会社の定めによる
- ◎育児休業終了前、人事部より、復職時の就業条件等について確認連絡
●就業条件の確認 → ●復職のための準備
- 復職後の制度利用の申出
・短時間勤務
・所定外労働の免除(時間外/深夜/休日)
◎提出必要資料の連絡
●資料の提出

【支援制度等】

休業 休業制度

(公) 妊娠・出産・育児支援制度 (被保険者のみ)

- 妊娠期の支援
●(自治体によって内容が異なる) 不妊や不育症の相談や助成金支給 ※非被保険者でも可
- 出産期の支援
●出産予定の病院へ分娩予約(予約が困難な地域もあるので注意)
- 育児期の支援
●復職時に利用する保育所等の情報収集・見学
●保育所等の利用予定の方は、入所が決まらなると復職が困難になる場合があります。早めに入所準備を始めましょう

【健康保険組合等】
出産育児一時金(要手続)
・配偶者が受給しない場合、子1人につき42万円が支給される制度

【ハローワーク】
育児休業給付金(要手続)
・育休開始から180日目までは休業開始前の賃金の67%、181日目からは50%が支給される制度
●乳幼児の予防接種(市区町村により予防接種の助成・種類は異なる)

【年金事務所】
厚生年金 養育期間の従前標準月額のみなし措置(要手続)
・子が3歳までの間、報酬が低下した場合でも出生前の標準報酬月額に基づく年金額が受け取れる制度
●保育所等申し込み... → 保育所等入所
・申し込み方法については、各市区町村へ問い合わせ、必要書類については人事部へ申請

産後パパ育休 56日間 生後8週間のうち、4週間まで分割して2回取得可能

育児休業 子が1歳に達するまで分割して2回取得可能

【パパ・ママ育休プラス】
父母がともに育児休業を取得する場合は子が1歳2か月に達するまで休業可能(取得期間は1年間)

【最長2歳までの育児休業の取得】
保育所等に入所できない場合、1歳6か月(再延長の場合は2歳)まで育休を延長できる

要支払期間(特に免除等なし) 免除期間(育休中) 要支払期間(特に免除等なし)

・給料が0円の場合には、個人ならびに会社の保険料負担なし